

長崎県土地家屋調査士会 会長様

佐賀県佐賀市本庄町大字本庄18番地2  
土地家屋調査士 原田 信介

回 答 願 (お願い)

最高裁の判決では、下記のとおり地籍調査の地図は境界等を確定する効力がないものとの判断なされているのに、当時の長崎県土地家屋調査士会佐世保支部長様は筆界と一致してるものと解釈され、佐世保市役所と協議したものであれば、境界の専門家と主張する土地家屋調査士の職責の問題になる虞があります。

貴会より佐世保市役所へ、最高裁の判決では地籍調査の成果は境界を確定する効力が無いので、資格者(土地家屋調査士)としては当然、地籍調査の成果を復元したのちに利害関係人(対面土地所有者を含む)と立会をし、承認を受けるか、筆界特定申請または境界確認訴訟の判決をもって境界(筆界)を確定しなければ、国民より土地家屋調査士資格制度の不要論と叫ばれる虞がありますので、国土調査完了地区内でも公図地区内と同様に対面所有者の立会並びに同意書の添付を行うように改善の申出を行って下さい。

---

記

最高裁昭和60年行(ツ)第188号, 昭和61年7月14日小法廷判決, 上告棄却, 一審前橋地裁昭和59年行(ウ)第1号, 昭和60年1月29日判決, 二審東京高裁昭和60年行(コ)第10号判決

抜粋:  
地籍調査の成果として当該土地について, その形状, 位置関係等の事実状況の把握を目的とするものに過ぎず, これによって実体的に土地の権利関係, 境界等を確定する効力を有するものでないから, これまた, 当該土地の権利者である国民の具体的権利義務関係等に直接影響を及ぼすものとはいえない。

---

以下は貴会よりの回答文です。

長調発第142号  
平成23年12月27日

佐賀県土地家屋調査士会  
土地家屋調査士原田信介様

長崎県土地家屋調査士会  
業務部長 坪井邦幸

議事録開示請求及び質問について下記のとおり回答します。

記

1. 平成23年11月9日付の議事録開示請求について

ページ(1)

- 本会としては確認しておりません。
2. 平成23年11月14日付の質問について  
貴殿の質問について出された回答については、あくまでも佐世保市役所の案件でありますので、当会としての回答はいたしかねます。
  3. 平成23年12月8日付の質問について  
当時の協議内容はあくまでも、地籍調査時に確認された境界が公法上の筆界と一致していることを前提として、手続の簡素化を図る為のものであったと当時の佐世保支部長に確認しております。

以上

\*\*\*\*\*

お世話になっております。  
原田登記測量事務所の原田です。  
(土地家屋調査士 原田事務所)  
事務所： 佐賀市本庄町大字本庄18番地2  
電話： 0952-25-8036 FAX 0952-25-8039  
URL <http://harada-touki.net/>  
Eメール [touki@siren.ocn.ne.jp](mailto:touki@siren.ocn.ne.jp)

\*\*\*\*\*